



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年4月1日金曜日 第2761号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則.....（人事課）... 296

## 告 示

知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 297

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 297

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示.....（森林整備課）... 298

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....（水産課）... 305

港湾施設の概要（2件）.....（港湾海岸課）... 305

県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（建築住宅課）... 305

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 306

指定居宅サービス事業者の指定.....（ " ）... 306

指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）... 306

指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 306

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 307

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 307

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 307

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 307

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 308

道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....（東予地方局管理課）... 308

道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....（ " ）... 308

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 308

道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（ " ）... 308

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通規制課）... 309

## 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 309

## 雑 報

西条発電所1号機リブレース計画に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について.....（環境政策課）... 310

愛媛海区漁業調整委員会指示（5件）.....（水産課）... 310

愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....（ " ）... 312

## 規 則

### ○愛媛県規則第19号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員

人事委員会	人事委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第378号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 { [ピス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド(通称名Bisfluoromodafinil)及びその塩類
- (2) 2 (4 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン(通称名4 FPM)及びその塩類
- (3) Mitragyna speciosa及びその近縁植物(通称名Kratom)(ただし、Mitragynine又は7a Hydroxy 7H mitragynineを含有するものに限る。)
- (4) (E) メチル=2 {(2S, 3S, 12bS) 3 エチル 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b オク

- タヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名Mitragynine)及びその塩類
- (5) (E) メチル=2 {(2S, 3S, 7aS, 12bS) 3 エチル 7a ヒドロキシ 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b オクタヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名7a Hydroxy 7H mitragynine)及びその塩類
- (6) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 [(テトラヒドロ 2H ピラン 4 イル)メチル] 1H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名CUMYL THPINACA)及びその塩類
- (7) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成28年 3月19日

○愛媛県告示第379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1 外	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	JA三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号	JA三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広 東京都中央区銀座八丁目13番1号	平成28年 1月4日 ほか	平成28年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第380号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成28年 2月愛媛県告示第198号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備 考. Lists various land parcels and their owners.

Table with 3 columns: 西予市城川町遊子谷, 東宇和郡城川町大字遊子谷, 備 考. Lists various land parcels and their owners.

西予市城川町遊子谷1052の2	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地43番地 小野 大三郎	〃	西予市城川町遊子谷1468	東宇和郡横林村大字予子林273番戸 横田 彌平	〃
西予市城川町遊子谷1087、1350、1460の1	岡山市南古郡134番地230 大政 トミ子	〃	〃	東宇和郡遊子川村大字遊子谷7番耕地84番地 河野 常義	〃
西予市城川町遊子谷1216の1、2591、2858、3915の1から3915の3まで、3989	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地11番地4 大塚 佳代	〃	西予市城川町遊子谷1472	東宇和郡横林村大字予子林7番耕地505番地1 清水 安兵衛	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地11番地4 大塚 徹	〃	西予市城川町遊子谷1473	東宇和郡横林村大字予子林7番耕地554番地 上田 義明	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地11番地4 大塚 展子	〃	西予市城川町遊子谷1485の1から1485の3まで	東宇和郡横林村大字予子林739番地 横田 音治	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地11番地4 大塚 平	〃	西予市城川町遊子谷1488	東宇和郡横林村大字予子林7番耕地712番地 横田 優壽	〃
西予市城川町遊子谷1218の1、1218の2	東宇和郡城川町大字嘉喜尾イ41番戸 水本 休一	〃	西予市城川町遊子谷1508	東宇和郡遊子川村大字遊子谷137番戸 井上 徳太郎	〃
西予市城川町遊子谷1222	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地84番地1 河野 市太郎	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷128番戸 稲田 柳吾	〃
西予市城川町遊子谷1225、1998	山本 金学	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷134番戸 岡 亀太郎	〃
西予市城川町遊子谷1226	北宇和郡三間町大字宮野下116番地4 浦部 勝二	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷イ131番戸 河野 亀吾	〃
西予市城川町遊子谷1290	東宇和郡宇和町大字伊延6の83番地 伊藤 ナミ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷127番戸 河野 市太郎	〃
西予市城川町遊子谷1295、1410	東宇和郡城川町大字遊子谷128番地 稲田 力藏	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷135番戸 河野 善治	〃
西予市城川町遊子谷1297	東宇和郡遊子川村大字遊子谷118番戸 吉岡 ナツ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷126番戸 細川 浅太郎	〃
西予市城川町遊子谷1301、1305	東宇和郡遊子川村大字遊子谷128番地 稲田 力藏	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷136番戸 山本 弥惣治	〃
西予市城川町遊子谷1302、1306、1356、1802の1、1802の2	北宇和郡三間町大字宮野下甲116番地4 浦部 勝二	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷131番戸 小川 鉄太郎	〃
西予市城川町遊子谷1307	東宇和郡惣川村8番戸 井上 竹光	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷125番戸 小野 大三郎	〃
西予市城川町遊子谷1313	東宇和郡遊子川村大字遊子谷130番戸 河野 喜三六	〃	〃	東宇和郡遊子川村大字遊子谷148番戸 小野 寅吉	〃
西予市城川町遊子谷1317、1318	東宇和郡城川町大字遊子谷イ131番戸 河野 亀吾	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷7番耕地174番地 須上 長治	〃
西予市城川町遊子谷1336	西予市城川町遊子谷2389番地2 浦部 有毅	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷147番戸 西川 コメ	〃
西予市城川町遊子谷1375	松山市桑原一丁目4番6号 浦部 有毅	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷6番耕地156番地 大崎 力ヤ	〃
西予市城川町遊子谷1392	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地59番地 矢野 照子	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷143番戸 大上 福太郎	〃
西予市城川町遊子谷1414	奈良縣山邊郡郡介野村大字白石6番屋敷 乾 タカヲ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷6番耕地69番地 棟田 安治	〃
〃	東宇和郡横林村大字予子林2番耕地209番地 亀田 コマ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷139番戸 棟田 音吉	〃
〃	東宇和郡下宇和村大字比畠179番戸 松本 ミサヲ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷139番戸 棟田 福治	〃
〃	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地175番地 村上 傳吉	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷138番戸 富永 柳吉	〃
西予市城川町遊子谷1467	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地182番地 岡 キナ子	〃	西予市城川町遊子谷1542	東宇和郡遊子川村大字遊子谷1番耕地436番地 別宮 泰	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地182番地 岡 賢市	〃	西予市城川町遊子谷1789、1804、1807	東宇和郡野村町大字釜川3番耕地187番地 井上 昌男	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷7番耕地182番地 岡 詔子	〃	〃	東宇和郡野村町大字釜川3番耕地274番地 五藤 殷範	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷8番耕地75番地3 河野 富美子	〃	〃	東宇和郡野村町大字釜川3番耕地229番地 大本 健一	〃

西予市城川町遊子谷1817	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地317番地 須上 定子	〃	西予市城川町遊子谷1980 の1	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地62番地 山本 学	〃
西予市城川町遊子谷1842	東宇和郡遊子川村大字遊子谷1番耕地192番地 松本 寅一	〃	西予市城川町遊子谷1991	東宇和郡城川町大字遊子谷5番戸 山本 平治	〃
西予市城川町遊子谷1948	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地222番地 今井 正市	〃	西予市城川町遊子谷1999	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地191番地 中田 茂	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地221番地 今井 登	〃	西予市城川町遊子谷2004	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地62番地 山本 壽	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地428番地 山本 義満	〃	西予市城川町遊子谷2013	東宇和郡城川町大字嘉喜尾3822番地 春日神社	〃
〃	東宇和郡遊子川村大字遊子谷5番戸 山本 寿宝	〃	西予市城川町遊子谷2020	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地150番地2 松浦 一洋	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地131番地1 山本 寅吉	〃	西予市城川町遊子谷2531	東宇和郡遊子川村大字遊子谷5番耕地106番地 澤田 俊輔	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地130番地 竹田 繁一	〃	西予市城川町遊子谷2553	東宇和郡遊子川村大字遊子谷2番耕地398番地 岡本 喜久男	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地191番地 中田 初美	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷2番耕地304番地 山田 正	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地305番地 藤田 熊治	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷2番耕地380番地 増田 利雄	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地309番地 藤内 藤吉	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷2番耕地276番地 駄場 弘	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷1番耕地260番地 富城 常三朗	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷2番耕地385番地 平井 國利	〃
西予市城川町遊子谷1949	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地222番地 今井 正市	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷2番耕地322番地 矢野 寛一	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地221番地 今井 登	〃	西予市城川町遊子谷2553、2870、城川町野井川34の1、40	奈良県大和郡山市小泉町3141番地の44 浦田 達徳	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地428番地 山本 義満	〃	西予市城川町遊子谷2585の1、2592	福岡県北九州市門司区片上町2番23号 松浦 光栄	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷5番戸 山本 寿宝	〃	西予市城川町遊子谷2586の1、2593、2594の1、2594の2	東宇和郡城川町大字遊子谷3465番地 松浦 光栄	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地130番地 竹田 繁一	〃	西予市城川町遊子谷2595	東宇和郡遊子川村大字遊子谷2番耕地137番地 細川 武美	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地191番地 中田 初美	〃	西予市城川町遊子谷2604、2605、2612	宇和島市中央町二丁目5番3号 株式会社丸之内	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地305番地 藤田 熊治	〃	西予市城川町遊子谷2617	京都市北区等持院西町58番地 石船 昇	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地260番地 富城 常三朗	〃	西予市城川町遊子谷2630、2790	東宇和郡遊子川村大字遊子谷2番耕地412番地2 大戸 福四郎	〃
西予市城川町遊子谷1949、1952	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地131番地1 山本 寅吉	〃	西予市城川町遊子谷2644、2645	大阪府大阪市大正区鶴町三丁目21番15号 稲葉 聡	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地309番地 藤内 藤吉	〃	西予市城川町遊子谷2656	大阪市西成区津守一丁目5番25号 稲葉 聡	〃
西予市城川町遊子谷1952	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地439番地 三瀬 金治	〃	西予市城川町遊子谷2663、城川町野井川166	東宇和郡城川町大字遊子谷2番耕地188番地 石船 宇吉	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地348番地 三瀬 道三郎	〃	西予市城川町遊子谷2675	東宇和郡城川町大字遊子谷2番耕地331番地 清水 政治	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷31番戸 須本 九三郎	〃	〃	東宇和郡城川町大字遊子谷2番耕地438番地2 清水 惣治	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地315番地1 石井 松太郎	〃	〃	東宇和郡城川町大字遊子谷46番戸 清水 定治	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷30番戸 櫛川 一郎	〃	〃	東宇和郡城川町大字遊子谷46番戸 清水 末光	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地441番地 濱遊 正一	〃	〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地444番地1 村上 清	〃
〃	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地378番地 濱遊 直一	〃	〃	東宇和郡城川町大字遊子谷2番耕地248番地 田淵 クラ	〃

	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地407番地 田 淵 喜 市			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地394番地 西 村 爲 好	
	東宇和郡城川町大字遊子谷10番耕地446番地 2 白 滝 ス 方			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地481番地 増 田 喜久男	
西予市城川町遊子谷2680	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地138番地 細 川 清 高			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地355番地 大 野 キクコ	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地122番地 小 川 初 治			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地136番地 谷 村 一 男	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地385番地 2 平 井 宇 一 郎			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地133番地 中 井 永 三 郎	
西予市城川町遊子谷2680、3755の 1、3755の 2	松山市美沢二丁目 7番 6号 浦 部 公 夫			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地73番地 中 川 啓 夫	
西予市城川町遊子谷2681	大阪市大正区鶴町三丁目21番15号 稲 葉 聡			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地129番地 中 島 春 吉	
西予市城川町遊子谷2698、2705の 1	松山市東石井町728番地 岡 本 信 二			東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地117番地 中 平 弘	
西予市城川町遊子谷2704、2804	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地188番地 石 船 宇 吉		西予市城川町遊子谷3706、4012	東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地439番地 大 野 尚 繁	
西予市城川町遊子谷2759	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地187番地 2 石 船 宇 吉		西予市城川町遊子谷3719	東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地11番地 4 大 塚 佳 代	
西予市城川町遊子谷2795、城川町野井川31	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地412番地 2 大 戸 福 四 郎			東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地11番地 4 大 塚 徹	
西予市城川町遊子谷2799、城川町野井川65	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 44番戸 石 舩 繁 治			東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地11番地 4 大 塚 展 子	
西予市城川町遊子谷2801	東宇和郡城川町大字遊子谷 2番耕地73番地 稲 葉 キヌエ			東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地11番地 4 大 塚 平	
西予市城川町遊子谷2802、2803	香川県善通寺市稲木町1016番地 ブライトブラッツ B - 201 稲 葉 護		西予市城川町遊子谷3722、4016	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地482番地 大 崎 益 栄	
西予市城川町遊子谷2821、2824、2825	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地187番地 2 津 野 宇 吉		西予市城川町遊子谷3731の 1	大阪府堺市竹城台 2丁目 1番 23 - 104号 大 野 輝 美	
西予市城川町遊子谷2822、2834の 1 から 2834の 4 ま で、2839の 1、2839の 2、4011、4040、4041の 1、4044の 1、4044の 2	茨城県つくば市観音台 1丁目 3番地11 中 井 信		西予市城川町遊子谷3745の 1	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地355番地 木 原 敏 勝	
西予市城川町遊子谷3404	北宇和郡津島町岩松甲810番地 太 田 フミ子		西予市城川町遊子谷3750の 1、3750の 2	松山市山越二丁目10番30号 三 瀬 裕 之	
西予市城川町遊子谷3625、3627	徳島縣徳島市佐古町一丁目318番地 富 永 重 吉		西予市城川町遊子谷3757	大阪市生野区北生野町二丁目 88 寺 西 太平治	
西予市城川町遊子谷3633、3646、3711	東宇和郡城川町大字遊子谷128番戸 稲 田 力 藏		西予市城川町遊子谷3894	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 4番耕地482番地 大 崎 益 栄	
西予市城川町遊子谷3635、3708	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 3番耕地167番地 1 中 山 福 一 郎		西予市城川町遊子谷3904	東宇和郡土居村大字窪野94番戸 笹 岡 浦 治	
西予市城川町遊子谷3644	東宇和郡野村町大字野村12号 323番地 山 崎 文 明		西予市城川町遊子谷3986、4008の 1、4008の 2、4009、4014、4029	大阪府堺市竹城台式 1番 23 - 104号 大 野 輝 美	
西予市城川町遊子谷3671、3768の 1	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 4番耕地72番地 1 松 本 常 義		西予市城川町遊子谷3987	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地355番地 木 原 敏 勝	
西予市城川町遊子谷3674の 2	東宇和郡遊子川村大字野井川 12番耕地198番地 瀧 野 秀 六		西予市城川町遊子谷3999の 1、3999の 2	東宇和郡城川町大字遊子谷 1番耕地305番地 藤 田 義 明	
西予市城川町遊子谷3706	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地115番地 厚 朴 寅 藏			栃木県宇都宮市平松本町793番地13今井ハイツC棟201号 藤 田 義 明	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地72番地 1 高 橋 定 明		西予市城川町遊子谷4005	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地55番地 三 瀬 久 義	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地80番地 三 瀬 喜 代 一			東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地366番地 1 上 野 勝 義	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地121番地 三 瀬 義 経			東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地394番地 西 村 爲 好	
	東宇和郡城川町大字遊子谷 4番耕地55番地 三 瀬 虎 夫			東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地482番地 大 崎 タケ子	
				東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地136番地 谷 村 一 男	

"	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷4番耕地133番地 中井光明	"	西予市城川町遊子谷5002	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地382番地 矢野健一	"
"	東宇和郡遊子川村大字遊子谷4番耕地73番地 中川啓夫	"	西予市城川町遊子谷5013の1、5013の2、5019の1、5019の2	東宇和郡城川町大字遊子谷4563番地 中川榮満子	"
"	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷4番耕地129番地 中島春吉	"	西予市城川町遊子谷5016	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地68番地 椋木美恵子	"
"	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷4番耕地72番地 高橋定明	"	西予市城川町遊子谷5022	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地65番地 居坂ナツヨ	"
西予市城川町遊子谷4007の1、4007の2、4123、4364	東宇和郡城川町大字遊子谷4254番地 三瀬虎夫	"	西予市城川町遊子谷5033	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地68番地 椋木房美	"
西予市城川町遊子谷4032の1、4032の2	東宇和郡野村町大字河西1088番地 宇都宮茂三	"	西予市城川町遊子谷5039、5040	松山市小栗町507番地 中原正廣	"
西予市城川町遊子谷4033の1	東宇和郡城川町大字野井川820番地 山崎慎之	"	西予市城川町野井川16、41、61、67、75、76、159	西予市城川町野井川210番地 水本春喜	"
西予市城川町遊子谷4033の2	東宇和郡城川町大字野井川820番地 山崎慎之	"	西予市城川町野井川17、763	東宇和郡遊子川村大字野井川25番戸 富永シケノ	"
西予市城川町遊子谷4062の1	東宇和郡城川町大字魚成3644番地 兵頭悦子	"	西予市城川町野井川26、2919	東宇和郡城川町大字野井川12番耕地88番地2 長山繁治郎	"
西予市城川町遊子谷4335	東宇和郡城川町大字遊子谷2236番地 今井正市	"	西予市城川町野井川28	東宇和郡黒瀬川村大字野井川12番耕地88番地2 長山久義	"
西予市城川町遊子谷4345	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷5番耕地68番地 椋木亀男	"	西予市城川町野井川35の1、37	東宇和郡城川町大字野井川12番耕地88番地2 長山久義	"
西予市城川町遊子谷4347	東宇和郡城川町大字遊子谷2394番地 中山壽	"	西予市城川町野井川39、2796	東宇和郡城川町大字野井川25番戸 富永シケノ	"
西予市城川町遊子谷4348、4631	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地68番地 椋木亀男	"	西予市城川町野井川43、97、103、112、444、765、2920の1、2920の2	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地178番地1 富永和子	"
西予市城川町遊子谷4353、4358	東京都東大和市立野三丁目1293番地10 大野清光	"	西予市城川町野井川47	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地46番地 中城周三郎	"
西予市城川町遊子谷4453	東宇和郡城川町大字遊子谷118番戸 吉岡チエ	"	西予市城川町野井川54、99、104、113、161、443、462、2797、3064の2	東宇和郡黒瀬川村大字野井川2番耕地178番地1 富永和子	"
西予市城川町遊子谷4510、5031、5037、5049	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地85番地2 細川貞直	"	西予市城川町野井川58、69、71、87	兵庫県伊丹市瑞ヶ丘二丁目2番地住友電工第一応心寮 福浦進一	"
西予市城川町遊子谷4516、4529の1、4530、5005	東宇和郡城川町大字遊子谷4563番地 中川高利	"	西予市城川町野井川98、100、105の1、136、2829	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地160番地1 水口幸	"
西予市城川町遊子谷4529の2、4588、4649、5001、5020の1、5020の2	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地257番地 中川高利	"	西予市城川町野井川108	東宇和郡黒瀬川村大字野井川51番戸 井上ツル	"
西予市城川町遊子谷4532	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地106番地 中原大吉	"	"	東宇和郡横林村大字予子林283番地 岡田喜市	"
西予市城川町遊子谷4586の1、4586の2	大阪府守口市東光町一丁目29番地 柏田貞夫	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川16番戸 川野ヒサ	"
西予市城川町遊子谷4626、4627	兵庫県加古川市尾上町安田563番地 池田マツエ	"	"	東宇和郡遊子川村大字野井川45番戸 富永宇太郎	"
西予市城川町遊子谷4688	兵庫県加古川市尾上町安田563番地 池田忠孝	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川45番戸 富永亀太郎	"
西予市城川町遊子谷4709	松山市中村四丁目1番24号 細川仁美	"	西予市城川町野井川109	東宇和郡遊子川村大字野井川35番戸 水口シマ	"
西予市城川町遊子谷4721の1から4721の3まで	東宇和郡野村町大字高瀬3666番地 藤本直明	"	西予市城川町野井川117	東宇和郡城川町大字遊子谷2番耕地380番地 増田孝	"
西予市城川町遊子谷4722の2、5015の1、5015の2、5036	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地102番地 吉岡末廣	"	西予市城川町野井川123、2979、3019、3021、3027	東宇和郡城川町大字野井川3354番地 元山一吉	"
西予市城川町遊子谷4833、4850、4962	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地399番地 高田綱茂	"	西予市城川町野井川125、463、750	東宇和郡遊子川村大字野井川2番耕地80番地 大石芳太郎	"
西予市城川町遊子谷4848	東宇和郡遊子川村大字遊子谷5番耕地399番地 高田綱茂	"	西予市城川町野井川130	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地19番地 水口孝一	"
西予市城川町遊子谷4952	東宇和郡城川町大字遊子谷4493番地 細川貞直	"	西予市城川町野井川137	東宇和郡城川町大字野井川84番戸 金野大吉	"
西予市城川町遊子谷4955	東宇和郡城川町大字遊子谷5番耕地199番地 高田綱茂	"	西予市城川町野井川436	東宇和郡遊子川村大字野井川33番戸 二宮良吉	"

西予市城川町野井川441の1	東宇和郡城川町大字野井川25番戸 富 永 シケノ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川2番耕地83番地4 小 玉 エツノ	〃
西予市城川町野井川445	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地80番地 大 石 宇一	〃	〃	東宇和郡遊子川村大字野井川14番耕地175番地 水 口 菊 治	〃
〃	東宇和郡城川町大字野井川49番戸 露 口 ムマヨ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川43番戸 西 岡 義 光	〃
西予市城川町野井川449	東宇和郡遊子川村大字野井川26番戸 久保田 平 吉	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川48番戸 田 中 瀧三郎	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川3番耕地33番地1 窪 田 サダ	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川49番戸 露 口 幸三郎	〃
〃	東宇和郡遊子川村大字野井川30番戸 山 本 友三郎	〃	〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川124番戸 壽 内 佐 市	〃
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川14番耕地175番地 水 口 菊 治	〃	〃	西予市城川町野井川467	東宇和郡遊子川村大字野井川2番耕地78番地 大 石 ツユ子
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川2番耕地73番地 西 岡 義 光	〃	〃	西予市城川町野井川471、751	東宇和郡遊子川村大字野井川3番耕地33番地1 窪 田 サダ
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川48番戸 田 中 滝三郎	〃	〃	西予市城川町野井川652	東宇和郡遊子川村大字野井川149番戸 露 口 定 一
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川149番戸 露 口 幸三郎	〃	〃	西予市城川町野井川714	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地78番地 大 石 ツユ子
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川124番戸 壽 内 佐 市	〃	〃	西予市城川町野井川717	東宇和郡城川町大字野井川1番耕地10番地2 中 川 時 光
西予市城川町野井川449、450	東宇和郡黒瀬川村大字野井川41番戸 浦 部 長太郎	〃	〃	西予市城川町野井川723	西宇和郡保内町宮内6番耕地197番地 菊 池 久美子
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川27番戸 久保田 照 治	〃	〃	西予市城川町野井川736	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地78番地 大 石 庄三郎
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川28番戸 宮 下 六太郎	〃	〃	西予市城川町野井川743	東宇和郡遊子川村大字野井川67番戸 入 船 トヨ
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川14番耕地275番地2 三 好 勝 馬	〃	〃	西予市城川町野井川745、767の1、767の2、1568、1701	東宇和郡城川町大字野井川648番地 宇和城 嘉 久
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川35番戸 水 口 鉄 治	〃	〃	西予市城川町野井川758	東宇和郡遊子川村大字野井川14番耕地208番地 露 口 定 市
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川36番戸 水 口 茂 市	〃	〃	西予市城川町野井川933	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地18・19番地合併地 井 上 幸
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川40番戸 大 石 芳太郎	〃	〃	西予市城川町野井川934、938、939	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地272番地 入 江 六 助
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川3番耕地9番地 二 宮 久 一	〃	〃	西予市城川町野井川940	東宇和郡城川町大字野井川4番耕地18・19番地合併 井 上 幸
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川33番戸 二 宮 忠 吾	〃	〃	西予市城川町野井川992	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地292番地2 高 山 トク
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川37番戸 八月一日 宮治	〃	〃	西予市城川町野井川998、2780	兵庫県尼崎市東園田町三丁目57番地7、202号 久保田 英 範
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川45番戸 富 永 宇太郎	〃	〃	西予市城川町野井川999	東宇和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地133番地 富 永 正 直
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川2番耕地9番地 富 永 角 治	〃	〃	西予市城川町野井川1000	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地133番地 富 永 トヨノ
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川31番戸 富永 七五三松	〃	〃	西予市城川町野井川1020	東宇和郡遊子川村大字野井川61番戸 辰 己 常 治
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川25番戸 富 永 多 作	〃	〃	西予市城川町野井川1021、1025	東宇和郡遊子川村大字野井川4番耕地292番地2 高 山 トク
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川49番戸 富 永 峰 一郎	〃	〃	西予市城川町野井川1039	喜多郡五十崎町大字平岡甲41番地 吉 田 あかね
西予市城川町野井川450	東宇和郡黒瀬川村大字野井川26番戸 久保田 平 吉	〃	〃	〃	喜多郡五十崎町大字平岡甲41番地 吉 田 恭 章
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川3番耕地33番地 窪 田 サダ	〃	〃	西予市城川町野井川1052、1053	愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松1番地1 大 石 ミサヲ
〃	東宇和郡黒瀬川村大字野井川30番戸 山 本 友三郎	〃	〃	西予市城川町野井川1069	東宇和郡城川町大字野井川824番地 山 本 トミコ

西予市城川町野井川1078	大阪府堺市鳳東町式丁201番地 辰 巳 文	"	"	東宇和郡城川町大字野井川10番耕地92番地 佐 川 兵四郎	"
西予市城川町野井川1091	大阪市東成区片江町一丁目22番地 山 崎 利 英	"	"	東宇和郡城川町大字野井川122番戸 佐 川 芳三郎	"
西予市城川町野井川1105	松山市土居田町337番地 新 地 輝 喜	"	"	東宇和郡城川町大字野井川127番戸 清 水 徳 治	"
西予市城川町野井川1108	東宇和郡城川町大字野井川4番耕地45番地1 新 地 登喜春	"	"	東宇和郡城川町大字野井川10番耕地78番地 川 野 浜 恵	"
西予市城川町野井川1395、1413、1414、1475	東宇和郡城川町大字野井川1405番地 一丁田 喜 武	"	西予市城川町野井川2735	新居浜市磯浦町13番325号 山 本 成 樹	"
西予市城川町野井川1453	東宇和郡野村町大字野村14号255番地 元屋地 寛	"	西予市城川町野井川2738の2、2742、2765、2766	今治市北日吉町一丁目13番27号 佐 川 忠 雄	"
西予市城川町野井川1622	東宇和郡遊子川村大字野井川6番耕地142番地 丸 山 熊	"	西予市城川町野井川2752	松山市高砂町一丁目5番地1 長 山 常 喜	"
"	東宇和郡遊子川村大字野井川6番耕地142番地 丸 山 広之丞	"	西予市城川町野井川2753、2769	東宇和郡城川町大字野井川2438番地 志 摩 義 正	"
西予市城川町野井川1667	東宇和郡城川町大字窪野23番耕地4番地 増 田 美代子	"	西予市城川町野井川2756	東宇和郡黒瀬川村大字野井川125番戸 稲 田 利 市	"
西予市城川町野井川1669	東宇和郡城川町大字窪野23番耕地4番地 増 田 純一郎	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地23番地 永 山 佐 七	"
西予市城川町野井川1671	東宇和郡城川町大字野井川289番地 富 永 龍 徳	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川126番戸 佐 川 森 義	"
西予市城川町野井川1672、1714、1736、1938の1	東宇和郡城川町大字野井川1402番地 一丁田 好 美	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川10番耕地92番地 佐 川 兵四郎	"
西予市城川町野井川1679	東宇和郡黒瀬川村大字窪野23番耕地4番地 増 田 純一郎	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川122番戸 佐 川 芳三郎	"
西予市城川町野井川1712	東宇和郡宇和町大字下松葉乙1番地11 丸 山 唯 男	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川8番耕地115番地 山 本 廣 治	"
西予市城川町野井川1715	大阪市城東区諏訪一丁目18番9号 難 波 美穂子	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地155番地 志 摩 清 盈	"
西予市城川町野井川1722、1726	高知県高岡郡檮原村大字四万川乙2067番地 市 川 重 市	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川127番戸 清 水 徳 治	"
西予市城川町野井川1735	東宇和郡城川町大字窪野23番耕地129番地3 桂 木 憲 圓	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川8番耕地109番地 西 村 喜四郎	"
西予市城川町野井川1855	東宇和郡城川町大字下相2419番地 二 宮 文 子	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川8番耕地107番地 西 村 忠三郎	"
西予市城川町野井川1881	大阪府吹田市佐竹台一丁目5番A29-110号 元屋地 和 喜	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川10番耕地78番地 川 野 濱 恵	"
西予市城川町野井川1905	松山市北吉田町1278番地1 玉 井 重 利	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川8番耕地100番地 泉 亀 市	"
西予市城川町野井川2099	東宇和郡野村町大字野村第12号63番地 大 本 博 三	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川イ114番戸 中 城 駒 治	"
西予市城川町野井川2143の2	東宇和郡城川町大字野井川8番耕地100番地 泉 幸 男	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地69番地3 中 川 留 治	"
西予市城川町野井川2145、2155	東宇和郡城川町大字野井川8番耕地115番地 山 本 ハナ子	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川105番戸 中 野 菊 雄	"
西予市城川町野井川2171	高知県南国市岡豊町八幡617番地 有 友 百合子	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地94番地 長 山 キ 又	"
西予市城川町野井川2334の1、2737、2760、2764、2771	香川県丸亀市川西町南584番地3(サンハイツ矢野302号) 佐 川 千鶴江	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地71番地 渡 辺 清太郎	"
西予市城川町野井川2334の2	香川県丸亀市川西町南584番地3(サンハイツ矢野302号) 佐 川 千鶴江	"	"	東宇和郡遊子川村大字野井川67番戸 入 船 亀太郎	"
西予市城川町野井川2352の1、2352の2	東宇和郡城川町大字野井川2285番地 山 本 ハナ子	"	"	東宇和郡黒瀬川村大字野井川9番耕地21番地 富 永 亀 吉	"
西予市城川町野井川2411	東宇和郡城川町大字野井川125番戸 稲 田 利 市	"	西予市城川町野井川2759、2767	宇和島市日振島1908番地教職員住宅 三 好 賢 一	"
"	東宇和郡城川町大字野井川126番戸 佐 川 天照院	"	西予市城川町野井川2768、2823	香川県丸亀市川西町南584番地3(サンハイツ矢野302号) 佐 川 千鶴江	"

西予市城川町野井川2783、2801	愛知県大府市大府町雨兼78番地 窪 地 敏 明	〃
西予市城川町野井川2803、2805	東宇和郡黒瀬川村大字野井川8番耕地78番地 中 城 ヤスノ	〃
西予市城川町野井川2822	東宇和郡遊子川村大字野井川10番耕地78番地 川 野 政 光	〃
西予市城川町野井川2832	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地172番地1 井 上 義 文	〃
〃	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地180番地 久保田 セ イ	〃
〃	松山市大字祝谷甲743番地1 久保田 栄美子	〃
西予市城川町野井川2923	東宇和郡惣川村13番耕地428番地 磯 野 シ マ	〃
西予市城川町野井川2926から2928まで、2931	東宇和郡城川町大字野井川3番耕地56番地2 富 永 アサノ	〃
西予市城川町野井川2955	東京都小平市学園西町1605番地 大 塚 惇	〃
西予市城川町野井川2975	東宇和郡遊子川村大字野井川12番耕地198番地 滝 野 エツノ	〃
西予市城川町野井川2977、2991、3217	東宇和郡城川町大字野井川12番耕地198番地 滝 野 エツノ	〃
西予市城川町野井川3069	東宇和郡城川町大字野井川2番耕地175番地 中 城 ヨ シ	〃
西予市城川町野井川3150	東宇和郡城川町大字野井川13番耕地11番地 高 月 義 則	〃
西予市城川町野井川3151	東宇和郡遊子川村大字野井川13番耕地20番地 眞 柴 松三郎	〃
西予市城川町野井川3152	東宇和郡遊子川村大字野井川18番戸 眞 柴 福 松	〃
西予市城川町野井川3165	松山市余土中四丁目3番27号 山 崎 慎 之	〃
西予市城川町野井川3179、3191、3192	東宇和郡城川町大字遊子谷1番耕地251番地 中 山 壽	〃
西予市城川町野井川3185、3205	東宇和郡城川町大字野井川13番耕地20番地 眞 柴 松三郎	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第381号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第13号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第382号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
緑 地	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1930番70、2336番	面積 7,073平方メートル

○愛媛県告示第383号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、御荘港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
物 揚 場	南宇和郡愛南町御荘平城1番21	延長 90.00メートル 水深 3.50メートル
護 岸	南宇和郡愛南町御荘平城1番22	延長 24.00メートル
泊 地	南宇和郡愛南町御荘平城1番17地先	面積 6,030.81平方メートル 水深 3.50メートル
野 積 場	南宇和郡愛南町御荘平城1番16、1番18	面積 2,110.36平方メートル

○愛媛県告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の  
 収納の事務  
 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
 ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号  
 3 委託期間  
 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第385号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
 平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600150	七色ゆめ工房株式会社	西条市大野395番地13	高 正 剛	放課後等デイサービス	レインボーキッズメソッド 2	西条市大町610番地 5	平成28年 3月1日
3850200167	株式会社まる	今治市菊間町浜1272番地	貝 崎 哲 也	放課後等デイサービス	ゆいまーる なっつ	今治市延喜甲249番47号	平成28年 3月15日
3850200175	合同会社発達の木	今治市菊間町浜648番地	今 岡 健 一	放課後等デイサービス	発達みかんの木	今治市菊間町浜680番地	平成28年 3月18日

○愛媛県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
 平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人伊藤医院	ホームヘルプステーション山ぼうし	愛媛県西条市飯岡字原之段1288番地2	平成28年2月1日	訪問介護
株式会社サン愛	介護プラザサン	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成28年2月1日	通所介護

○愛媛県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。  
 平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人伊藤医院	居宅介護支援事業所山びこ	愛媛県西条市飯岡字原之段1288番地2	平成28年2月1日	居宅介護支援
合同会社介護相談所ひめ	介護相談所ひめ	愛媛県西条市国安818	平成28年2月12日	居宅介護支援

○愛媛県告示第388号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人伊藤医院	ホームヘルプステーション山ぼうし	愛媛県西条市飯岡字原之段1288番地2	平成28年2月1日	介護予防訪問介護

株式会社サン愛	介護プラザサン	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成28年2月1日	介護予防通所介護
---------	---------	---------------------	-----------	----------

○愛媛県告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人 フラット	特定非営利活動法人フラット訪問介護事業所	愛媛県今治市北宝来町三丁目1-13	平成28年2月1日	訪問介護
有限会社 うらら	うらら訪問介護サービス	愛媛県四国中央市三島中央三丁目17-18	平成28年2月29日	訪問介護
NPO法人ケア・サポート	シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	平成28年2月29日	通所介護

○愛媛県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人 フラット	特定非営利活動法人フラット訪問介護事業所	愛媛県今治市北宝来町三丁目1-13	平成28年2月1日	介護予防訪問介護
有限会社 うらら	うらら訪問介護サービス	愛媛県四国中央市三島中央三丁目17-18	平成28年2月29日	介護予防訪問介護
NPO法人ケア・サポート	シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	平成28年2月29日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600662	株式会社絆	西条市中西404番地1	秋 山 真 澄	生活介護	生活介護事業所 きずな	西条市明屋敷363番地1	平成28年3月1日
3811300478	NPO法人愛媛ワーキングシフト	四国中央市寒川町4114番地	進 藤 峰 生	就労継続支援B型	ミヨ-ネファクトリー	四国中央市寒川町4114番地	平成28年3月1日

○愛媛県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年4月1日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811300361	NPO法人愛媛ワーキングシフト	四国中央市寒川町4114番地	進藤峰生	就労継続支援A型	ミヨ-ネファクトリー	四国中央市寒川町4114番地	平成28年2月29日

○愛媛県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番11地先から 同町645番3地先まで	旧	メートル 3.0～9.1	キロメートル 0.354	一部廃止
			新	0	0	

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市郷4丁目24番9地先から 同市観音原町甲6番24地先まで	旧	メートル 7.5～22.0	キロメートル 0.789	一部廃止
			新	0	0	

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字上除ケ丙807番2から 同町菅田字上除ケ丙808番3まで	旧	メートル 7.1～15.8	キロメートル 0.016	
			新	14.8～23.0	0.016	

○愛媛県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙354番 5 から 同市多田乙341番 1 地先まで	平成28年 4 月 1 日
"	"	大洲市多田乙341番10から 同市多田乙341番 1 地先まで	"

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 4 号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第 9 条の 2 関係）			別表第 2（第 9 条の 2 関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1 ~ 46 省略			1 ~ 46 省略		
46の 2	県道壬生川丹原線	西条市丹原町今井352番 5 地先から 同町志川甲 1024番 4 地先まで			
47 ~ 51 省略			47 ~ 51 省略		
51の 2	県道東予港三津屋線	西条市北条 1245番 1 地先から同 市三津屋東 38番 6 地先まで			
52 ~ 122 省略			52 ~ 122 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 3 号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考

省略				
特別初診料	愛媛県立中央病院	1回	5,000円	
	省略			
特別再診料	愛媛県立中央病院	1回	2,500円	
省略				

注1～8 省略

9 この表において「特別再診料」とは、許可病床数が200床以上の愛媛県立病院において行う再診（当該病院が他の病院（許可病床数が200床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に行うものを除く。）に係る特別の病院の料金をいう。

10 省略

省略				
特別初診料	愛媛県立中央病院	1回	3,000円	
	省略			
省略				

注1～8 省略

9 省略

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

西条発電所1号機リブレース計画に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の3の規定に基づき、次の対象事業について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を縦覧に供する。

なお、この配慮書等について、環境の保全の見地から意見を郵送により提出することができる。

平成28年4月1日

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇人

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 四国電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人
- (3) 主たる事務所の所在地 香川県高松市丸の内2番5号

2 第一種事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 西条発電所1号機リブレース計画
- (2) 種類 汽力
- (3) 規模 出力 500,000キロワット

3 第一種事業実施想定区域

西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）、同発電所北側隣接埋立地及び地先海域

4 配慮書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県庁 環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）  
西条市役所 環境衛生課（愛媛県西条市明屋敷164番地）

西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）

- (2) 縦覧期間 平成28年4月1日から平成28年5月2日まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに閉庁日は除く。ただし、西条発電所においては、縦覧期間の全日、縦覧可能。）

- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

5 配慮書等についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限 平成28年5月2日（月）まで（当日消印有効）
- (2) 提出先 〒760 8573 香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ
- (3) 意見書に記載すべき事項
  - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ 意見書の提出の対象である配慮書等に記載された対象事業の名称
  - ウ 配慮書等についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

○愛媛海区漁業調整委員会指示第101号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出

したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第102号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第103号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第3種共同漁業権（以下「第3種」という。）の区域

共同漁業の免許番号	漁場の位置	漁業種類（漁業の名称）
燧共第51号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第52号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第53号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）

燧共第54号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第61号	今治市波方町大角鼻地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第97号	越智郡上島町岩城島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第114号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第115号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第116号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第117号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第118号	今治市吉海町中渡島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第127号	今治市関前小大下島明神地先	第3種（つきいそ漁業）
伊共第69号	伊予市地先	第3種（ぼら飼付漁業）
伊共第114号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第2号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第33号	宇和島市御五神島地先	第3種（ぶり、さわら飼付漁業）

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第105号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

## 愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

## 2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

## 3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、平成27年以前から宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

## 4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

## 5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

## 6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

## 7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

## 8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

## 9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

## 10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

## ○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本 多 義 雄

## 1 指示の内容

## (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイ

イを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

## (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

## (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

## 2 指示の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで